3　署名者
日　本　側　高橋礼一郎在アフガニスタン大使
アフガニスタン側　ジャーヴェド・ルーディン外務副大臣
平成二十四年三月二十六日
外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第九十一号

平成二十四年三月十日にカブールで、カブール大学整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カブール大学整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　六億六千八百万円
3　署名者
日　本　側　高橋礼一郎在アフガニスタン大使
アフガニスタン側　ジャーヴェド・ルーディン外務副大臣
平成二十四年三月二十六日
外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第九十二号

平成二十四年三月十一日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における「社会人口及び経済統計調査支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合人口基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　社会人口及び経済統計調査支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　八億八千八百万円
3　署名者
日　本　側　高橋礼一郎在アフガニスタン大使
国際連合人口基金側　ローレン・ゼスレル在アフガニスタン事務所代表
平成二十四年三月二十六日
外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第九十三号

平成二十四年三月九日にワシントンで、原子力の安全等の研究開発の分野における協力に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十四年三月二十六日
外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、原子力の安全、原子力の規制、原子力事故への対応、放射性廃棄物管理、放射性物質に関連する汚染の除去及び原子力施設の廃止、核セキュリティ、核不拡散（保障措置を含む。）、先進的な原子炉並びにその燃料、資材及び設備並びに核燃料サイクルの研究開発の分野における日本国政府の適当な機関とアメリカ合衆国政府の適当な機関との間の協力（以下「この協力」という。）の条件に関し、日本国政府の代表者とアメリカ合衆国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及する光栄を有します。

本使は、更に、千九百八十七年十一月四日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）の下で原子力の平和的利用のための相互に有益な両政府間の協力が継続していることを考慮して、日本国政府に代わって次の取極を提案する光栄を有します。

1　協定第二条1(a)(v)の規定に関し、この取極の条件に従って行われるこの協力は、協定の下での両政府間の協力として適当と認められる。

2　この協力は、次の形態により行うことができる。

(a)　共同研究開発、各種の形態の会合、情報（ソフトウェアを含む。）の交換、人員の交流又は設備若しくは試料の交換

(b)　両政府が適当と認めるその他の形態

3　(a)　この協力に適用される詳細な条件を定めるため、この協力を実施するそれぞれの政府の機関の間において、当該機関の間で行われるこの協力を実施するための適切な規定を含む実施取決めであって、この協力の過程で生じ又は導入される知的財産権及び財産権的性格を有する他の権利の保護のための規定を含むものが、締結される。

(b)　両政府は、この取極の円滑なかつ効果的な実施を確保することを目的として、外交上の経路を通じて、この取極に基づいて締結される各実施取決めについて、表題、有効期間、実施取決めを締結する機関、この協力の一部として実施される特定の活動及び実施取決めを締結する機関以外の組織であって当該活動を実施するものを明記する実施取決めの表を作成し、及び確認する。当該表は、両政府の相互の同意により修正することができる。

4　この取極及び3にいう実施取決めの規定は、利用可能な予算並びに協定及びそれぞれの国において施行されている法令に従って実施される。

5　機関の間で行われるこの協力から又はそれに関連して問題が生じた場合には、関連する機関が協議を行う。問題がこのような機関の協議を通じて解決できない場合には、相互に受け入れることのできる解決を図るために、外交上の経路を通じて両政府間の協議が行われる。

6　千九百九十七年十月十五日の交換公文（以下「千九百九十七年の交換公文」という。）によって行われた原子力の規制及び原子力安全の研究開発の分野における協力の条件に関する取極並びに二千四年四月二十一日の交換公文（以下「二千四年の交換公文」という。）によって行われた革新的な原子力技術の研究開発の分野における協力の条件に関する取極は、この取極が効力を生ずる日に終了する。千九百九十七年の交換公文に基づき締結された実施取決め及び二千四年の交換公文に基づき締結された実施取決めは、3(a)の規定に基づき締結されたものとみなし、この取極により規律される。それらの実施取決めに定める条件は、千九百九十七年の交換公文又は二千四年の交換公文の下で開始された協力であって実施中のものについて準用する。

7　この取極は、協定が効力を有する限り、効力を有する。もっとも、いずれの政府も、他方の政府に対し、この取極を終了させる意思をいつでも書面により通告することができ、その場合には、この取極は、そのような通告が行われた後三箇月で終了する。この取極は、両政府間の書面による合意により改正することができる。

本使は、更に、前記の取極がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月九日にワシントンで
アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使に代わる
石川和秀

アメリカ合衆国国務長官
ヒラリー・ロダム・クリントン閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、アメリカ合衆国政府が閣下の書簡に含まれた取極を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの書簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月九日にワシントンで
アメリカ合衆国国務長官に代わる
トーマス・M・カントリーマン

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使　藤崎一郎閣下

○厚生労働省告示第百四十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項第二号の規定に基づき、労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章（平成十八年厚生労働省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日
厚生労働大臣　小宮山洋子

本則中「日本工業規格Z七二五一（GHSに基づく化学物質等の表示）」を「日本工業規格Z七二五三（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法―ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））」に改める。

○厚生労働省告示第百五十号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第九号）の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第二十四条の十四第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日
厚生労働大臣　小宮山洋子